

平成 21 年 8 月 16 日

受益者の皆様へ

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

「JPM 資産分散インカム・ファンド」投資信託約款変更（予定）および
「JPM グローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）」繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では「JPM 資産分散インカム・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

また、当ファンドが投資対象とする「JPM グローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）」につきまして、平成 21 年 10 月 28 日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（以下「繰上償還」という場合があります。）させていただく予定ですのでお知らせいたします。

なお、このお知らせは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「旧投信法」といいます。）第 30 条および第 32 条の規定に基づき、法定手続の一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものですのでご了承ください。

敬具

<記>

1. 予定している投資信託約款の変更内容および変更理由

- A) 投資収益の複利効果を得ることを目的として、当ファンドの決算回数を年 12 回から年 1 回に変更するとともに、配当等収益の水準にかかわらず、元本成長の観点から基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定できるよう、分配対象収益の分配方針を変更します。
- B) 当ファンドを含め、「JPM グローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「不動産マザー」といいます。）を投資対象とするファンドの解約が増加し、不動産マザーの純資産総額が運用不可能な水準まで減少する可能性があるため、平成 21 年 10 月 28 日をもって不動産マザーを繰上償還し、かつ、当ファンドの主要投資対象から不動産マザーを削除し、7 つのマザーファンドを投資対象として運用を継続します。なお、不動産マザーの繰上償還に伴い、当ファンドの主要投資対象から不動産マザーが削除され、当ファンドの信託約款の運用の基本方針等の（2）投資態度に記載される各マザーファンドへの投資割合も以下のとおり変更されます。

（変更前）

	投資比率
イ + 口 + 八 + チ	0% ~ 40%
ニ + ホ + ヘ + ト	60% ~ 100%

（変更後）

	投資比率
イ + 口 + 八	0% ~ 40%
ニ + ホ + ヘ + ト	60% ~ 100%

左記の各記号は以下の各マザーファンドを意味します。

イ．JPM ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

口．JPM コクサイ・ダイナミック・マザーファンド（適格機関投資家専用）

八．JPM エマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）

ニ．JPM 日本投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

ホ．JPM 世界投資適格債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

ヘ．JPM 米国高利回り社債マザーファンド（適格機関投資家専用）

ト．JPM 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

チ．JPM グローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）

「チ．JPM グローバル不動産マザーファンド（適格機関投資家専用）」の基本資産配分比率は比較的小さく（平成 21 年 7 月末現在 1%）、上記イ、口、八に当該比率を割り当てることで、当ファンドの運用方針は維持できると考えられます。

当該変更（予定）は、受益者の利益に資するものと思慮しております。

当該変更後も運用に尽力いたしますので、当該変更は何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

* 詳しい変更内容につきましては、別添の新旧対照表をご参照ください。

なお、平成21年10月29日より当ファンドの名称が変更され、新しいファンド名は「JPM資産分散ファンド」となります。また、日本経済新聞の「オープン基準価格」欄の当ファンドの表示名称は「資産分散」となりますので、ご了承ください。

2. 手続きおよび日程

前記1.A)の投資信託約款変更にかかる事項について

受益者への新聞公告日	: 平成21年8月16日
異議申立期間	: 平成21年8月16日から平成21年9月17日まで
約款変更の有無の決定日	: 平成21年9月18日
投資信託約款効力発生日	: 平成21年10月29日(予定)

上記の時点の受益者は、上記の異議申立期間中に、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)に対し、旧投信法第30条の規定に基づき、この投資信託約款変更に関する異議を述べることができます。異議申立てを行う方法につきましては、後記「3. 異議お申立ての方法について」をご覧くださいませますようお願いいたします。

前記1.B)の繰上償還にかかる事項について

受益者への新聞公告日	: 平成21年8月16日
異議申立期間	: 平成21年8月16日から平成21年9月17日まで
繰上償還の有無の決定日	: 平成21年9月18日
繰上償還の日(予定)	: 平成21年10月28日(予定)
(繰上償還決定の場合)	

上記の時点の受益者は、上記の異議申立期間中に、委託会社に対し、旧投信法第32条の規定に基づき、この繰上償還に関する異議を述べることができます。異議申立てを行う方法につきましては、後記「3. 異議お申立ての方法について」をご覧くださいませますようお願いいたします。

なお、この投資信託約款変更および繰上償還に異議のない場合、何のお手続きも必要ございません。

前記1.A)において、異議申立てを行った受益者の受益権の合計口数が、平成21年8月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、平成21年10月29日を変更適用日とした投資信託約款の変更を行います。なお、異議申立てを行った受益者の受益権の合計口数が、平成21年8月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、投資信託約款の変更は行いません。

前記1.B)の繰上償還において、異議申立てを行った受益者の受益権の口数を不動産マザーを投資対象とする当ファンドを含む7ファンド*がそれぞれ保有する平成21年8月16日現在の不動産マザーの受益権口数を基に不動産マザーにおける口数に換算したものの合計口数(以下「不動産マザーに対する異議申立口数」といいます。)が、平成21年8月16日現在の不動産マザーの受益権の総口数の2分の1を超えないときは、平成21年10月28日をもって不動産マザーの投資信託契約を解約し、信託を終了いたします。不動産マザーに対する異議申立口数が、平成21年8月16日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合には、不動産マザーの投資信託契約の解約は行いません。

* 「JPM資産分散インカム・ファンド」、「JPMターゲット・イヤー 2015」、「JPMターゲット・イヤー 2020」、「JPMターゲット・イヤー 2025」、「JPMターゲット・イヤー 2030」、「JPMターゲット・イヤー 2035」および「JPMターゲット・イヤー 2040」をいいます。

上記の異議申立てにより当ファンドの約款変更または不動産マザーの繰上償還を行わないこととなった場合、投資信託約款変更または繰上償還を行わない旨を異議申立期間終了後、日本経済新聞に公告するとともに、速やかに受益者の皆様へ通知いたします。

なお、平成21年8月13日以降の取得申込分については、上記の異議申立ての権利はございませんのでご了承ください。

3. 異議お申立ての方法について

予定しております当ファンドの投資信託約款の変更または不動産マザーの繰上償還に、異議のある受益者の方は、**書面**に以下の内容をご記入の上、**平成21年9月17日(木)必着で、封書にて**、下記宛ご郵送くださいますようお願いいたします。

(1) 宛先 〒100 - 6432 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
経営戦略企画部 ファンド・ディスクロージャー室 宛

(2) ご記入いただく内容

住所 口座名義人名(署名、届印) 電話番号(日中連絡先) ファンド名 取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有口数* 投資信託約款を変更または繰上償還をすることについて反対する旨 (1.A)、1.B)のどちらの約款変更または繰上償還に反対するのか、または両方の約款変更および繰上償還に反対するのかご記入ください。)
--

*当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、保有口数をご記入ください。

(注1)上記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立てをお受けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

(注2)異議申立てを行った受益者の受益権合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(注3)取得した個人情報、当ファンドの約款変更および不動産マザーの繰上償還の手続に必要な範囲でのみ使用いたします。

なお、弊社の個人情報保護方針については、

<http://www.jpmorganasset.co.jp/policy/privacy.html> に掲載されております。

4. 異議申立てを行った受益者の買取請求手続について

当ファンドの投資信託約款の変更または不動産マザーの繰上償還が決定した場合には、当該決定事項に異議申立てを行った受益者は、以下の手続により、取扱販売会社を通じて受託銀行(三菱UFJ信託銀行株式会社)に対し、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。また、買取請求の受付は、平成21年9月25日から平成21年10月14日までに受託銀行が受理したものに限りさせていただきますのでご了承ください。なお、異議を申立てた受益者が必ず買取請求手続をしなければならないということではありません。

弊社より異議申立てを行った受益者に対し「買取請求のご案内」を発送 買取請求必要書類の記入 取扱販売会社の取引店への買取請求必要書類の預け入れ 取扱販売会社から受託銀行への買取請求必要書類の送付 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込み
--

上記の買取請求手続は、当ファンドの投資信託約款の変更および不動産マザーの繰上償還に対して異議申立てを行った受益者が、約款変更の場合は旧投信法第30条の2の規定、また繰上償還の場合は旧投信法第32条第3項において準用する同法第30条の2の規定に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対する買取請求とは異なりますのでご注意ください。

買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、受託銀行が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額(基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.02%)を控除した価額)とさせていただきます。

なお、上記のような諸般の手続が必要となるため、買取代金のお支払いには、通常の解約請求より日数を要する可能性があります。また、買取の報告書の郵送料および振込手数料は、買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきますので、ご了承ください。

取扱販売会社においては、異議申立期間中も、異議申立ての有無にかかわらず、通常通り、解約の申込みを受付いたします。ただし、上記の買取請求を行った受益権については、解約の申込みを行うことはできなくなりますので、ご注意ください。

当ファンドの投資信託約款の変更および不動産マザーの繰上償還についてのお問い合わせは下記へお願いいたします。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

Tel:03(6736)2350 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

以上

別添

変更の対象となる投資信託約款の変更内容

新	旧																
<p>(ファンド名) JPM資産分散ファンド</p> <p>(運用の基本方針等) 2. 運用方法 (1) 投資対象 以下の7つの親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下それぞれを「マザー受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。 イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用) ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用) ハ. JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用) ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ヘ. JPM米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用) ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>(2) 投資態度 ～ (略) 上記(1)イ、ロおよびハに掲げる各マザー受益証券への投資割合と、上記(1)ニ、ホ、ヘおよびトに掲げる各マザー受益証券への投資割合が、次の範囲内となることを目安として、各マザー受益証券への投資比率を随時調整します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">投資比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記(1)イ+ロ+ハ</td> <td style="text-align: center;">0%～40%</td> </tr> <tr> <td>上記(1)ニ+ホ+ヘ+ト</td> <td style="text-align: center;">60%～100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～ (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 収益配分方針 (略)</p>		投資比率	上記(1)イ+ロ+ハ	0%～40%	上記(1)ニ+ホ+ヘ+ト	60%～100%	～ (略)		<p>(ファンド名) JPM資産分散インカム・ファンド</p> <p>(運用の基本方針等) 2. 運用方法 (1) 投資対象 以下の8つの親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下それぞれを「マザー受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。 イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用) ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用) ハ. JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用) ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用) ヘ. JPM米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用) ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) チ. JPMグローバル不動産マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>(2) 投資態度 ～ (略) 上記(1)イ、ロ、ハおよびチに掲げる各マザー受益証券への投資割合と、上記(1)ニ、ホ、ヘおよびトに掲げる各マザー受益証券への投資割合が、次の範囲内となることを目安として、各マザー受益証券への投資比率を随時調整します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">投資比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記(1)イ+ロ+ハ+チ</td> <td style="text-align: center;">0%～40%</td> </tr> <tr> <td>上記(1)ニ+ホ+ヘ+ト</td> <td style="text-align: center;">60%～100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～ (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 収益配分方針 (略)</p>		投資比率	上記(1)イ+ロ+ハ+チ	0%～40%	上記(1)ニ+ホ+ヘ+ト	60%～100%	～ (略)	
	投資比率																
上記(1)イ+ロ+ハ	0%～40%																
上記(1)ニ+ホ+ヘ+ト	60%～100%																
～ (略)																	
	投資比率																
上記(1)イ+ロ+ハ+チ	0%～40%																
上記(1)ニ+ホ+ヘ+ト	60%～100%																
～ (略)																	

新	旧
<p>(略)</p> <p>分配対象収益の分配方針 委託者は、上記の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>分配対象収益の分配方針 委託者は、上記の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し、<u>原則として、繰越分を含めた信託約款第38条第1項第1号に定める配当等収益から分配金額を決定します。ただし、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第38条第1項第2号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。</p> <p>1. JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)</p> <p>イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ハ. JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ヘ. JPM米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>2. ~22. (略)</p> <p>~ (略)</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。)に投資することを指図します。</p> <p>1. JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として信託契約に基づき設定された以下の親投資信託(以下それぞれを「マザーファンド」といいます。)の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)</p> <p>イ. JPMジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ロ. JPMコクサイ・ダイナミック・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ハ. JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ニ. JPM日本投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ホ. JPM世界投資適格債券マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ヘ. JPM米国高利回り社債マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p>ト. JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)</p> <p><u>チ. JPMグローバル不動産マザーファンド(適格機関投資家専用)</u></p> <p>2. ~22. (略)</p> <p>~ (略)</p>
<p>(信託の計算期間)</p> <p>第34条 この信託の計算期間(以下「計算期間」といいます。)は、<u>毎年9月14日から翌年9月13日までとします。ただし、最初の計算期間は、平成19年9月28日から平成19年12月13日までとします。また、第24期の計算期間については、平成21年10月14日から平成22年9月13日までとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(信託の計算期間)</p> <p>第34条 この信託の計算期間(以下「計算期間」といいます。)は、<u>毎月14日から翌月13日までとします。ただし、最初の計算期間は、平成19年9月28日から平成19年12月13日までとします。</u></p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(信託事務の諸費用) 第36条 (略)</p> <p>委託者は、前項における信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用については、実費相当額の支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.02%を乗じて得た額(ただし、年間300万円を上限とします。)を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額の支弁を、<u>計算期間の最初の6ヵ月終了日、計算期間終了日</u>および信託終了の日の翌営業日以降、信託財産中から受けるものとします。本項に基づいて委託者が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。</p> <p>(信託報酬の総額) 第37条 (略)</p> <p>前項の信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上し、<u>計算期間の最初の6ヵ月終了日、計算期間終了日</u>および信託終了の日の翌営業日にその日までの計上額のうち支弁されていない額を信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。</p> <p>~ (略)</p>	<p>(信託事務の諸費用) 第36条 (略)</p> <p>委託者は、前項における信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用については、実費相当額の支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.02%を乗じて得た額(ただし、年間300万円を上限とします。)を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額の支弁を、<u>計算期間終了日</u>および信託終了の日の翌営業日以降、信託財産中から受けるものとします。本項に基づいて委託者が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。</p> <p>(信託報酬の総額) 第37条 (略)</p> <p>前項の信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上し、<u>計算期間終了日</u>および信託終了の日の翌営業日にその日までの計上額のうち支弁されていない額を信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。</p> <p>~ (略)</p>

上記新旧対照表のうち、「運用の基本方針等」3. 収益分配方針、ならびに第34条、第36条および第37条に関する部分は、A)の信託約款の変更にかかるものであり、「ファンド名」を除くその他の部分についてはB)の繰上償還にかかるものです。A)の信託約款の変更およびB)の繰上償還の両者が成立した場合には上記の新旧対照表のとおりとなりますが、A) \ B)のいずれかのみが成立した場合には、信託約款のうち、それぞれに対応する部分のみが変更されることとなりますので、ご了承ください。